

ISM壁紙取扱い保管ガイドライン

平成18年12月19日 制定

1. 目 的

本ガイドラインは、ISM壁紙の流通に関わる業者が、壁紙および接着剤から発生する化学物質による室内空気汚染を原因とする居住者の健康への影響を低減する為に、本ガイドラインを遵守し、国土交通省が制定する「シックハウス対策技術基準」に準じた安全・健康に配慮した住宅作りを目指し、これを実現する為に商品の取扱い、保管時における基本的な考え方や手法についてまとめたものである。

2. 倉庫における在庫管理上の対策

- ①倉庫内の換気に留意を払い、倉庫内の室内汚染を低減すること。
- ②その他倉庫内に建材、施工材以外にも空気汚染源があるのでできるだけそれらを持ち込まないようにすること。またやむを得ず、倉庫内に持ち込む場合は、養生したり、区画を区分したりして、対策を講じること。
- ③倉庫内の室内濃度を管理する。〔簡易測定法により、必要に応じ年1回、品確法の5物質（トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、ホルムアルデヒド）の管理測定を行う。〕
- ④カット残商品は、ISM壁紙専用の棚を設置し他商品と区別し保管を行う。
- ⑤性能の確認（倉庫内商品でISM壁紙放散試験を行い、性能の確認を必要に応じ年1回行う。）

3. 流通段階でカット販売されるISM壁紙の取扱いと表示の方法

- ①入庫の際、購入した壁紙がISM壁紙であることの確認を以下の方法により行う。
 - ・壁紙が入庫した時点で、ISMラベルが貼付してあること確認する。
 - ・入庫した壁紙の商品番号が、ISM壁紙品質情報管理システムに登録されていることを確認する。
- ②梱包されたISM壁紙をカットした場合は、商品番号とロットの管理を維持し、ISM壁紙であることが判別できるように保管して管理を行う。
- ③カット商品の包装、出荷、配送に関しては、シックハウス対策を考慮に入れ標準化する。
なお、包装の形態は、商品を暴露することなく包装することを標準とする。
- ④カット販売される商品がシックハウス対策のために管理が維持されたものであることを、施工現場でも判別できるように、現品にISM壁紙であることが印字されたラベル表示の貼付、もしくは出荷ラベルに印字して表示すること。

4. 室内濃度の確認・測定法

- ①簡易測定法により、室内濃度測定を行なうことを推奨する。作業、保管状態などの影響による室内濃度の変化がおきないかを確認することになる。
- ②簡易測定法
品確法に定める方法とする。
- ③簡易測定の利用に室内濃度に配慮した換気間隔の設定を行う。

5. 附則

- ①本ガイドラインは平成18年12月19日より運用する。
- ②本ガイドラインの運用にあたって、疑義が生じた場合は、ISM壁紙委員会の判断による。
- ③本ガイドラインの改廃は、ISM壁紙委員会で協議した後、理事会で議決する。